

中宮上西門院御領

右注進如件

文治二年二月日

〔吾妻鏡〕八文治四年二月二日戊辰、所々地頭等所領已下事、自京都或屬強縁、或獻消息愁申人多之、仍有其御沙汰略中

寶殿御事書云

越後國奥山庄地頭不當事略中

〔伊佐早文書〕越後國をく山の莊のうち、黒河條の地頭しきは、圓心かくべちさうでんの所領なり、しかるをかりやく三年八月の、ち圓心所勞の時、わらはにてうとのせうもんを相そへて、一圓にゆづりたびて候、そに外題安堵を申給て、知行さをいなく候を、なんほの三郎ゑもんのくら人しげさだをいたるうゑ、心ざしあさからざるによりて、さ、き入道のゆづり狀にはんをくはゑて、かの所を一ゑんにゆづり候ところ、又わらはの狀をとりそへて、かさねてゆづり候、わらは一この外は、はんぶんのねんぐをさたして、上げてたび候、おしんへんかい候まじき事は、しげさだのせい狀のしやうに見へて候うゑは、心やすく候べく候、一このうちは、一ゑんにてうとの證文をあひそへて、知行さをいあるまじく候、この外いかなる物出きたりて、しさいを申といふとも、とかく申をこなはれ候べく候、よつてじひちの狀如件、

けんむ貳年壬十月二十五日

平氏花押

〔吾妻鏡〕八文治四年六月四日戊辰、所々地頭沙汰之間事、注條々、令附帥中納言經房給之處、御返報今日到著、於勅答之趣者爲讓子細、所副獻權右中辨定長朝臣奉書也、略中

八條院領略中越後國太面庄略中